

ファイル番号 13-01 / 2020-IC
インド政府通信省
電気通信局
国際協力ユニット

1209、サンチャーバワン、ニューデリー
日付：2021年6月18日

オフィス覚書

主題：インドでテレコムおよびネットワーク製品の製造を促進するための生産リンクインセンティブ (PLI) スキームの修正登録

上記の主題に関する 2021 年 6 月 3 日付けの偶数のこの部門のオフィス覚書の続きとして、署名者は、スキームガイドラインの条項で次の修正が行われたことを親密にし、以下のように読む必要がある。

2.15 グローバル収益：基準年の期間、すなわち 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの、インドおよび海外の、申請者およびそのグループ会社の、電子機器、ソフトウェア、テレコム、およびネットワークセグメントを含む IT / ITES の連結総収入。

代わりに

2.15 グローバル製造収益：基準年の期間、すなわち 2019 年 4 月 1 日から 31.3.2020 までの、電子、電気通信、およびネットワークの各セグメントにおける、申請者とそのグループ会社のインドおよび海外の連結製造収益。

2. 第 3.2 項、第 3.2.1 項、第 3.2.2 項、第 3.2.3 項、および第 10.3.3 項では、「グローバル製造収益」という単語は「グローバル収益」に置き換えられている。
3. これは通信大臣の承認を得て発行された。

Rajesh Kumar Pathak
Deputy Director General (International Cooperation)
Phone: +91 11 23717542
Email: ddgic-dot@gov.in

ラジェッシュ・クマール・パタク
副局長（国際協力）
電話番号：+91 11 23717542
Eメール：ddgic-dot@gov.in

コピー先

- 1.すべての関係省庁/インド政府の部門
- 2.すべての州/連邦直轄領
- 3.内閣官房
4. PMO
5. NITI Aayog (ニティ アヨグ)
- 6.インドの会計監査院および監査院長
- 7.メンバー (F)、DCC、電気通信局
- 8.業界団体
- 9.プロジェクト管理機関 (PMA)。
- 10.内部循環


18/6/21

ファイル番号 13-01 / 2020-IC
インド政府
通信省
電気通信局国際協力ユニット

日付: 2021 年 6 月 3 日

主題: インドでテレコムおよびネットワーキング製品の製造を促進するための生産リンクインセンティブスキーム (PLI) のガイドライン

1. 背景

- 1.1 インドでのテレコムおよびネットワーク製品の製造を促進するための生産リンクインセンティブ スキーム (PLI) は、以下「スキーム」という) は、2021 年 2 月 24 日付の通知番号 13-01/2020-IC で通知された。
- 1.2 当該通知の第 7 項に従い、スキームの効果的な運用と円滑な実施のために、以下のガイドラインがスキームとともに読まれるように策定されている。通知されたスキームと以下のガイドラインとの間に矛盾がある場合は、スキームの規定が優先するものとする。
- 1.3 これらのガイドラインは、利害関係者との協議の結果、最終決定された。スキームガイドラインは、とりわけ、以下をカバーしている：
 - 1.3.1 定義
 - 1.3.2 資格と定格性
 - 1.3.3 適格性を判断するための投資
 - 1.3.4 アプリケーションとオンラインポータル
 - 1.3.5 プロジェクト管理機関 (PMA)、権限を与えられた秘書グループ (EGoS) および管轄当局
 - 1.3.6 PLI に基づく承認とベースラインの決定
 - 1.3.7 インセンティブの計算と支払い
- 1.4 スキームは 2021 年 4 月 1 日から有効になる。その日以降、スキームのガイドラインに基づいて行われた適格な投資および販売は、スキームに基づくインセンティブを検討するために考慮されるものとする。

2. 定義

2.1 申請者: スキームの申請者は、2013 年会社法に基づいてインドで登録された会社であり、以下に定義するスキームターゲットセグメントの対象となる商品の製造を提案し、スキームに基づく承認を求める申請を行う。申請者は、スキーム対象セグメントの対象となる商品を製造するために、新規に設立するか、既存の製造施設を使用することができる。前述の製造は、インドの 1 つまたは複数の場所で実行できるが、DoT に事前に通知される。RBI のガイドラインに従ってアカウントが不良資産 (NPA) として宣言されている、または故意に債務不履行に陥っている、または銀行、金融機関、ノンバンク金融会社などから詐欺として報告されている申請者は、不適格と見なされます。また、国家会社法廷 (NCLT) 等において、申請者に対して認められた破産手続があってはならない。

2.2 申請者カテゴリー: 申請は、次の 2 つのカテゴリーで行うことができる。

2.2.1 MSME: インド政府の MSME 省にマイクロ、中小企業 (MSME) として登録されている企業。

2.2.2 非 MSME: 2.2.1 に該当しない会社は、2 つのカテゴリーに細分される。

2.2.2.1 国内企業: FDI ポリシー 2020 に従い、企業の資本の 50% 以上がインド居住者またはインド企業によって有利に所有され、これらは結局居住者のインド市民によって“所有される”“管理される”場合、その企業はインド居住者によって「所有」されると見なされる。このような会社は、これらのガイドラインの目的上、「国内会社」と定義される。

2.2.2.2 グローバル会社: グローバル会社とは、第 2.2.2 項で定義されている国内会社としての資格を持たない会社を意味する。上記であり、スキームガイドラインの第 2.16 項で定義されているように、単独で、またはそのグループ会社を含めて、1 つまたは複数の国で事業を行っている。

2.3 申請: プロジェクト管理機関 (PMA) / DoT に申請者がスキームに基づいて提出した申請書は、スキームに基づいて指定された申請書に従って、必要な情報、補足文書、および指定された申請料を含む。

2.4 申請承認日: 申請者による提出時にプロジェクト管理機関 (PMA) によって申請が承認された日付。

2.5 申請許可日: 申請に基づいて、管轄当局による承認に従って、スキームに基づく承認がプロジェクト管理機関 (PMA) によって発行された日付。

2.6 申請ウィンドウ: 申請ウィンドウは、DoT から通知され、スキームポータル (<https://www.pli-telecom.udyamimitra.in>) で通知されたとおり、スキームの開始日からスキームに基づく給付の申請のために開かれるものとする。申込書は、上記ポータル上でオンラインで提出するものとする。

2.7 **販売の基準年:** 2019—20 年度は、スキームターゲットセグメントに基づいてインドで製造された商品の税控除後の増分売上高を計算するための基準年として扱われる（第 2.27 項で定義された「取引商品」とは異なる）。スキームターゲットセグメントに基づいてインドで製造された商品の販売に関するベースライン情報を取得して、基準年の増分売上を推定および検証する。

2.8 **所轄官庁:** スキームに基づく所轄官庁は、DoT から随時通知される。

2.9 **適格な投資:** 2021 年 4 月 1 日以降、2024—2025 年度までのインドへの投資のみ。申請者は、指定された形式に従って、監査役から、2021 年 3 月 31 日現在のインドへの申請者による投資を示す証明書を提出するものとする。

2.10 **対象製品:** 申請者によってインドで製造され、スキームターゲットセグメント（付録 1、Annexure-1）の対象となり、スキームの下でインセンティブが承認された商品。

2.11 **雇用:** インドの申請者によって作成された職で、材料が生産施設に入るときから、結果として生じる製品が生産施設を出るまで、生産プロセスまたは関連する活動に直接関与する。このような雇用には、応募企業の敷地内でのアウトソーシングにより創出された、オンロール、契約、見習いの労働力および雇用が含まれるものとする。

2.12 **権限を与えられた秘書官グループ (EGoS):** EGoS は、内閣官房長官が議長を務め、オーダー番号 P 36017/144 / 2020- 2020 年 6 月 10 日付けの投資促進インドの官報で推進産業および国内貿易省によって発行された委員会である。EGoS はスキームを監視し、スキームに基づく支出の定期的なレビューを行い、適切な措置を講じて、支出が内閣によって承認された所定の支出の範囲内にあることを確認する。

2.13 **会計年度:** 会計年度は、その年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

2.14 **不可抗力:** 神の行為（自然災害など）として説明されるイベントや、戦争、ストライキ、公衆衛生上の緊急事態、暴動、犯罪など、人間が制御できない異常なイベントや状況（ただし、過失や不正行為は含まれない、予測可能 / 季節的な雨やその他のイベントを特に除外する）

2.15 **グローバル製造収益:** 基準年の期間、すなわち 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの、電子機器、電気通信、およびネットワークの各セグメントにおける、申請者とそのグループ会社のインドおよび海外の連結製造収益。

2.16 **グループ会社:** 制作 2020 で定義されているように、グループ会社とは、直接的または間接的に次のような立場にある 2 つ以上の企業を意味する。

(i) 他の企業の議決権の 26 パーセントまたは以上を行使する。

(ii) 他の企業の取締役会のメンバーの 50 パーセント以上を任命する。

2.17 投資：投資スキームの第 4.2 項に記載されているように、申請者の会計帳簿に資本化された、スキームターゲットセグメントに関連する「投資」

2.17.1 プラント、機械、設備および関連ユーティリティへの支出：これには、設計、製造、製造に使用される、プラント、機械、設備、関連ユーティリティ、およびそれらの工具、金型、金型、治具、備品（部品、付属品、コンポーネント、スペアを含む）スキームターゲットセグメントの対象となる商品の組み立て、テスト、パッケージング、または処理の支出が含まれる。また、貨物/輸送、保険、建設、プラント、機械、設備、および関連するユーティリティの試運転への支出も含まれるものとする。関連するユーティリティには、自家発電および排水処理プラント、クリーンルーム、エアカーテン、温度および空気品質制御システム、圧縮空気、水および電力供給、制御システムなどの運用領域に必要な必須機器が含まれる。関連するユーティリティには、サーバー、ソフトウェア、ERP ソリューションなどの製造に関連する IT および ITES インフラストラクチャも含まれる。プラント、機械、設備、および関連するユーティリティの設置と建設に関連する土木工事への支出は、このヘッドに含まれる資格があります。すべての非課税の税金と関税は、その支出に含まれる。

2.17.2 研究開発 (R&D) にかかった支出：スキームターゲットセグメントに関連する研究開発および製品開発への資本的支出。ここで「関連する」という用語は、製造が提案されている商品のバリューチェーン全体のすべての段階を指す。このような支出には、スキームターゲットセグメントの対象となる商品に直接起因する社内および自社の研究開発への支出、その機能に不可欠なソフトウェアを含む、製造が提案されている商品のバリューチェーン全体の段階が含まれる。また、テストおよび測定機器、テストに使用されるプロトタイプ、設計ツールの購入、ソフトウェアコスト（R&D に直接使用）およびライセンス料、技術への支出、IPR、R&D の特許および著作権も含まれる。人件費は、適格な研究開発費に含まれないものとする。さらに、研究開発費項の規定および以下の第 4.3.4 項で指定されている制限に従うものとする。すべての非課税の税金と関税は、そのような支出に含まれる。

2.17.3 技術移転 (ToT) 契約に関連する支出：これには、スキームターゲットセグメントの対象となる商品に関連する技術コストと初期技術購入が含まれる。信用できない税金と関税はすべて、そのような支出に含まれる。さらに、ToT には、以下のガイドライン第 4.4.3 項で指定されている制限が適用される。

2.17.4 土地および建物にかかる支出：プロジェクト/ユニットに必要な土地および建物（工場の建物/建設を含む）にかかる費用は、スキームの対象外であるため、スキームの適格性を判断するために考慮されない。ただし、第 2.17.1 項ですでに説明したように、プラント、機械、設備、および関連するユーティリティの設置と建設に関連する土木工事への支出は適格であるものとする。

2.18 製造：2017 年中央物品サービス税 (CGST) 法に準拠 「製造」とは、明確な名前、性格、用途を持つ新製品（第 2.27 項で定義された「貿易品」とは異なる）の出現をもたらす方法での原材料または投入物の処理を意味するものとする。また、「製造者」および「製造」という用語は、それに応じて解釈されるものとする。

2.19 工業製品の純増分売上高: 一定期間のスキームターゲットセグメントに基づくインドで製造された商品の純売上高から、対応する基準年のスキームターゲットセグメントに基づくインドで製造された商品の純売上高（第 2.27 項で定義された「貿易財」とは異なる）を差し引いたもの限目。

2.20 純売上高: 純売上高とは、CGST 法で定義されているクレジットノート（あらゆる目的で調達）、割引（現金、数量、目標、またはその他の目的を含むがこれらに限定されない）、およびインドで製造された商品に適用される税金（会計帳簿に従って、GST 当局に開示されているように、スキームターゲットセグメントの下で第 2.27 項）の下で定義されている「取引商品」とは異なる。

2.21 プロジェクト管理機関(PMA): 電気通信局 (DoT) によって任命された機関を指し、申請書の受領と評価、ベースラインの決定、適格性の検証、および適切と思われる方法/文書による支払い請求の調査、および上記の管理を代行する。これらのガイドライン/スキームに従って言及されている。

2.22 関連当事者: 関連当事者という用語は、「会計基準 (AS) 18-関連当事者の開示」または「インド会計基準 (Ind AS) 24-関連当事者の開示」で定義されているとおりであり、申請者に適用される場合がある。時折、総務またはその他の適切な機関。

2.23 スキームターゲットセグメント: スキームターゲットセグメントとは、スキームの付録-1 (Annexure -1) にある特定の電気通信およびネットワーク製品を意味するものとする。

2.24 自己証明文書: 自己証明された文書とは、取締役会によって承認された申請会社の指定された署名者によって証明された文書を意味する。

2.25 株式譲受人: 株式譲受人とは、合併、分割、買収、事業の譲渡、または申請者の所有権の大幅な変更の後に形成された、新規または再編成された事業体を意味するものとする。重要な変更とは、株主が会社の 10%以上の株式を直接的または間接的に取得することにつながる変更を意味する。

2.26 技術委員会(TC): 所轄官庁によって構成される技術委員会。

2.27 貿易品: 申請会社が原材料または投入物の処理を一切行わず、付加価値なしで製品を売買する製品は、スキームの目的上、「取引品」として扱われる。

3. 資格と定格性

3.1 スキームに基づくサポートは、スキームターゲットセグメントの対象となるインドで商品を製造する企業にのみ提供されるものとする。さらに、申請会社への外国（非居住者）投資は、随時修正され、有効となる FDI 政策 2020 年に準拠していること。

3.2 適格性は、以下のように、スキームガイドラインの第 2.15 項で定義されているグローバル製造収益の資格基準に従うものとする：

3.2.1 **グローバル企業**： グローバル製造収益は基準年で 1000 億ルピー以上である必要がある。基準年度の売上高が INR（インドルピー）に統合されていない申請者のグループ会社の場合、各通貨の売上高は、2019 年 4 月 1 日および 2020 年 3 月 31 日現在の平均為替レートで TNR に換算されるものとする。

3.2.2 **国内企業**： グローバル製造収益は基準年で 25 億ルピー以上である必要がある。

3.2.3 **MSMEs**： グローバル製造収益はル基準年の 1 億ルピー以上である必要がある。

3.3 適格性は、その年の最小累積増分投資および基準年の製造品の増分販売（スキームターゲットセグメントの対象）のしきい値に従うものとする。

3.3.1 申請者は、検討中の年度のインセンティブの支払いの対象となるために、しきい値基準を満たさなければならない。適格性の閾値基準は、スキームおよびこれらのガイドラインの付録 2（Annexure 2）に添付されている。

3.3.2 申請者が、特定の年について、付録 2（Annexure 2）に基づく適格性のしきい値基準を満たさない場合、申請者はその特定の年にインセンティブの資格を持たないものとする。その年にはインセンティブの持ち越しはない。ただし、申請者は、スキームの存続期間中のその後の年に支払われるべきインセンティブを請求することを制限されない。ただし、そのようなその後の年の適格基準が満たされている場合に限る。

3.4 任意の年の増分投資に関する申請者の適格性を判断するために、2021 年 4 月 1 日からその年（検討中の年を含む）までに行われた投資の累積値を考慮するものとする。コミットされた投資全体が申請者によって 4 年以内に行われた場合でも、承認書で通知された年間しきい値投資に基づく申請者にインセンティブは毎年適格者に支払われる。

3.5 スキームターゲットセグメントの対象となる製造品の純増分売上高に関する申請者の適格性を判断するために、基準年における当該年度のスキームターゲットセグメントの対象となる製造品の純売上高を考慮するものとする。

3.6 申請者は、同じ製品に対して中央政府の他の PLI スキームに基づいて給付を申請/利用した場合、DoT PLI スキームに基づく給付を利用する資格がなくなるものとする。ただし、PLI スキームに基づく適格性は、州/UT 政府によって実施されている他のスキームに基づく適格性に影響を与えない、その逆も同様である。さらに、増分投資に関する申請者の適格性を判断する目的で、スキームの対象となる投資は、他の PLI スキームの適格性を判断するために考慮されない場合があり、その逆も同様である。

3.7 MSME カテゴリーの 5 年間の最大財政配分は 100 億ルピーのみに制限される。

3.8 MSMEまたは非MSMEとしての申請者のステータスは、選択時にのみ決定され、スキームの全期間中その状態が維持される。

4. 適格性を判断するための投資

4.1 一般条件

4.1.1 これらのガイドラインの第 2.17 項で定義されている投資は、2021 年 4 月 1 日以降に行われる場合に限り、スキームに基づく適格性を判断するために考慮されるものとする。

4.1.2 製造に使用される消耗品および原材料への支出は、投資とは見なされないものとする。

4.1.3 納税請求書の日付は、スキームに基づく投資の日付と見なされる。

4.1.4 特定の年について、選択の適格性とインセンティブの年次請求に基づいて決定されている投資責任者は、その年に、申請者の会計帳簿に資本化されなければならない。

4.2 プラント、機械および設備

4.2.1 これらのガイドラインの第 2.17.1 項で定義されているように、プラントの機械設備に発生した支出は、スキームに基づく適格性を判断するための投資と見なされるものとする。

4.2.2 プラント、機械、設備は、申請者の名前の下で購入/リースする必要がある。これらがリースされている場合、リースは、「会計基準 19-リース」または「インド会計基準 (Ind AS) 116-リース」の意味の範囲内の金融リースの性質である必要があり、申請者は総務省またはその他の適切な当局から随時通知される。申請者がインドに所在するグループ会社からファイナンスリースで取得した、資金調達または機器リーススキームをコアビジネスとしないプラント、機械および設備は、適格な投資から除外されるものとする。

4.2.3 「有害廃棄物およびその他の廃棄物（管理および越境運動）改正規則、2018 年」に従い、スキームで許可されている使用済み/改修されたプラント、機械および設備は、少なくとも 5 年の最小残存寿命を有するものとする。さらに、公認技術者による価値と残存寿命を評価する評価証明書も必要である。輸入の場合、そのような評価は税関評価規則と通達に従う必要がある。これらのプラント、機械および設備の価値は、減価償却額（これらのプラント、機械および設備が輸入されているかどうかにかかわらず、税関によって定められた減価償却の規模に従って）および公認技術者（インド）または、指定されている場合は、同等の海外公認技術者によって評価された価値のいずれか低い方と見なされる。DoT は、そのような評価のために独自の公認技術者を持つ権利を留保する。

4.2.4 工具、金型、金型、治具、備品および部品、付属品、部品およびスペアが申請者

の敷地外にある場合、これらの機器/部品を管理している人からの適切な約束当該取引について有効な法的合意が得られるものとする。これらの機器/コンポーネントは国外に配置しないでください。

4.2.5 プラント、機械、設備は、適用される税金と関税を支払った後、法的に有効な文書を通じてリースしたものを調達するものとする。

4.2.6 スキームの下で承認されたプラント、機械および設備は、PMA によって発行された承認書で承認されたスキームターゲットセグメントの下で商品の製造に使用されるべきである。これは、他の製品の製造のためにそのような機械を使用することを排除するものではない。申請者は、かかる申請者が制度に基づいてインセンティブを主張している期間中、毎年、機械の使用に関する宣言を提出しなければならない。

4.2.7 PMA は、インターアハ、公認技術者またはインド破産破産委員会に登録されている鑑定人からの証明書、および該当する場合は税関規則に基づいて検討される評価に基づいて、コストの合理性を判断する。

4.3 研究開発(R&D)

4.3.1 これらのガイドラインの 2.17.2 項で定義されている研究開発に発生した支出は、スキームに基づく適格性を判断するための投資と見なされるものとする。

4.3.2 申請者は、製造が承認された製品に関連する技術、IPR、特許、および著作権のコストに関して、監査役の証明書を提出するものとする。

4.3.3 R&D に関連するソフトウェアは、適用される税金および関税の支払い後、法的に有効な文書を通じて調達/ライセンス供与されるものとする。これは、申請者の監査役によって証明されるものとする。

4.3.4 研究開発にかかる支出は、コミットされた総投資額の 15%を超えてはならない。

4.4 技術協定の移転

4.4.1 これらのガイドラインの 2.17.3 項で定義されているように技術契約の移転（提出される技術移転契約のコピー）で発生した支出は、スキームに基づく適格性を判断するための投資と見なされるものとする。

4.4.2 申請者は、技術契約の移転に関連する支出に関して、監査役の証明書を提出するものとする。

4.4.3 技術移転にかかる支出は、コミットされた総投資額の 5%を超えてはならない。

4.5 関連ユーティリティ

4.5.1 これらのガイドラインの第 2.17.1 項で定義されている関連ユーティリティで発生した支出は、スキームに基づく適格性を判断するための投資と見なされるものとする。

4.5.2 関連ユーティリティは、利用可能な場合、または公認技術者が実施した評価に従って、CPWD の料金表で指定された料金で上限が設定される。

4.5.3 申請者は、関連する公益事業に関連する支出に関して、監査役の証明書を提出するものとする。

4.6 **関連当事者の取引:** 関連当事者とのすべての取引は、随時修正される会計基準-18 の規定の対象となる。すべての関連当事者取引は、所得税法で定義されている独立企業間価格である必要がある。

4.7 申請および請求プロセス中、PMA は、とりわけ、スキームガイドラインで定義されているように、監査役、公認技術者、鑑定人などから申請者が提出するさまざまな証明書に依存する。規定され、申請および請求プロセスとともに提出される証明書の費用は、申請者が負担する。

5. 申請

5.1 スキームは、DoT から通知され、スキームポータル (<https://www.pli-telecom.udya.mimitra.in>) で通知されたとおり、オープン日から申請に対してオープンであるものとする。申請書は、前述のポータルオンラインで提出および受理されるものとする。

5.2 所轄官庁は、スキームの存続期間中いつでも新しい申請を招待する権利を留保する。

5.3 スキームに基づく申請は、インドに登録されている任意の企業が、スキームのオンラインポータルでプロジェクト管理機関 (PMA) に行うことができる。

5.4 各申請者は、スキームに基づいて 1 つの申請のみを行うことができる。ただし、申請者は、付録 1 (Annexure 1) で定義されているスキームターゲットセグメントの 1 つ以上の製品を申請できる。

5.5 インドの技術を使用した製品を使用しているすべてのメーカーは、申請することをお勧めする。

5.6 申請は、指定された形式で、これらのガイドラインに記載されているプロセスに従って行われるものとする。

5.7 指定された形式の申請書を PMA が受領すると、この旨の承認が発行されるものとする。ただし、承認の発行は、申請者にインセンティブを請求する権利を付与または付与するものではない。所轄官庁の許可がない限り、申請期間終了後の新規申請は受け付けな

い。

5.8 申請書を受領すると、PMA は最初の精査を実施して、スキームに基づいて要求される情報、文書、証明書、申請料の預け入れの証明などが提出されていることを確認するものとする。最初の精査中に申請書に欠陥が見つかった場合は、申請者に通知し、欠陥の通知日から規定の時間内に申請者が修正するものとする。これに失敗した場合、申請書は不適格とマークされる場合がある。スキーム。精査プロセスの完了後、最終選考に残った適格な申請書のリストは、管轄当局の承認を得るために PMA から DoT に推薦されるものとする。

5.9 ポータルのアプリケーションセクションには、コミットされた投資と推定される増分純製造売上高に関する情報が含まれており、データセキュリティに関する適切な規定が必要である。

5.10 スキーム期間中のベースライン情報（投資および販売）、コミットされた投資、および最大の適格な販売を伴う適格な申請者に関して、PMA から DoT への最終的な推奨が行われるものとする。DoT による承認時に、PMA は、指定された形式に従って申請者に承認書を発行するものとする。

5.11 返金不可の申請料は、申請ごとに支払う必要がある。指定された申請料は、電子的にのみ受け付けられる。

6. オンラインポータル

6.1 すべての申請書は、ポータルを通じてプロジェクト管理機関（PMA）にオンラインで提出される。

6.2 申請書の提出が成功すると、PMA は、スキームに関連する今後のすべての活動のために、申請者に一意の申請書 ID を発行する。すべての申請者は、この件に関する今後の連絡のために、この一意の ID を参照できる。

6.3 DoT は、スキームのオンラインポータルの使用に関する詳細な指示を個別に発行する場合がある。

7. プロジェクト管理機関（PMA）

7.1 スキームは、プロジェクト管理機関（PMA）を通じて実施される。この機関は、秘書、管理、実施、サポートを提供し、DoT によって随時割り当てられる責任を遂行する責任を負う。

7.2 PMA は、とりわけ、以下の責任を負う。

7.2.1 申請書を受領、承認の発行、および規定されたタイムライン内での申請書の精査。

7.2.2 適格な申請者のための製造品の純売上高および投資のベースラインを確認し、所轄官庁に適切な勧告を行う。

7.2.3 インセンティブの支払いの適格性を判断するためのコミットされた投資のしきい値の検証。

7.2.4 インセンティブの支払いに関する請求の審査および所轄官庁への適切な勧告の作成。

7.2.5 支払い請求と特定の文書との照合の検証。

7.2.6 四半期レビューレポートおよびその他の情報/文書によるスキームの進捗とパフォーマンスに関するデータの編集。

7.3 PMA は、必要に応じて、申請者に追加情報、詳細、および文書を要求する場合がある。

7.4 DoT / PMA は、インセンティブを受け取る資格を決定するために、選択された申請者の年間しきい値適格投資および増分販売に関連する請求の検証を実行するものとする。このプロセスには、主に文書ベースの検証が含まれるが、PMA による選択的な物理的検証/検査も含まれる場合がある{DoT / PMA によって決定される操作手順に従って適切な機関。

8. 権限を与えられた秘書官グループ (EGoS) と所轄官庁

8.1 権限を与えられた秘書官グループ (EGoS)

8.1.1 権限を与えられた秘書官グループ (EGoS) は、スキームを監視し、スキームに基づく支出の定期的なレビューを実施し、支出が内閣によって承認された指定された支出の範囲内であることを確認するために適切な措置を講じることができる。

8.1.2 EGoS は、スキームに基づく投資、雇用創出、生産、および付加価値に関して、適格企業の定期的なレビューを実施する場合がある。

8.1.3 EGoS は、スキームの存続期間中に適切と見なされる場合、インセンティブ率、上限、スキームターゲットセグメント、および適格基準を改訂する場合がある。

8.1.4 不可抗力イベントの場合、EGoS は、スキームガイドラインに基づく条項を修正、変更、または撤回することができる。

8.2 所轄官庁

8.2.1 所轄官庁は、スキームの下での承認のために PMA によって推奨されているよ

うに、申請を検討する。所管官庁は、承認のために必要に応じて、そのような追加情報を求めることができる。

8.2.2 所轄官庁は、適正手続きに従ってスキームガイドラインの修正を実施することも許可される。

8.2.3 所轄官庁は、他の個人または機関に、その代理として申請およびインセンティブの請求の承認を検討することを許可することができる。

9. ベースライン情報

9.1 スキームの下での適格性は、累積増分投資のしきい値、および定義されたスキームターゲットセグメントでカバーされるインドで製造された商品の純増分販売の対象となる。したがって、適格性を判断し、インセンティブ額を計算するために、インドで製造された商品の投資と純売上高のベースラインを確立する必要がある。

9.2 ベースラインの決定期間は以下のとおりとする：

9.2.1 投資のためのベースライン：2021年3月31日現在

9.2.2 インドで製造された商品の純売上高のベースライン（スキームターゲットセグメントの対象）：2019年4月1日から2020年3月31日までの期間

9.3 申請者は、ベースラインを確立するために必要とみなされる情報/文書を、さまざまな省庁/部門/機関に提供される法定監査人証明書および返品、または PMA が求めるその他の文書を含むが、これらに限定されないものとして、自己負担で提出する必要がある。

9.4 所轄官庁は、PMA によって確認および推奨されているように、ベースライン情報（投資および販売）、コミットされた投資、およびスキーム期間中の最大適格販売に基づいて、PLI スキームに基づく申請の承認を検討する。

10. PLI の下の承認

10.1 DoT によって任命されたプロジェクト管理機関（PMA）は、承認の発行後、受け取った申請書を精査する。PMA は、5.8 項で定義されているように、申請の最初の精査を実行するものとする。スキームの下での承認のための最終的な推奨は、ベースライン情報（投資と販売）、コミットされた投資、およびスキーム期間中の最大適格売上高を備えた適格申請者に関して、PMA から DoT に対して行われるものとする。スキームに基づく申請者の最終選考は、局を担当する大臣の承認を得て DoT が行う。

10.2 DoT は、MSME および非 MSME カテゴリの IO 名の（十）適格申請にそれぞれ承認を与えるものとする。非 MSME カテゴリの 10 名の申請のうち、少なくとも 3（3）の申請者が適格な国内企業になる。

10.3 2つの申請者カテゴリーのいずれかについて上記の第10.2項で指定された制限を超える適格な申請を受領した場合、特定のカテゴリーの適格な申請は次の順序でランク付けされる。

I 0.3.1 申請者カテゴリー: MSMEs

スキーム期間中にコミットされた累積増分投資に基づいて、最高から最低へ

10.3.2 カテゴリー: 非 MSME

スキーム期間中にコミットされた累積増分投資に基づいて、最高から最低へ

I 0.3.3 同レベルの投資でより多くの申請があった場合、それぞれのカテゴリーについて、基準年のグローバル製造収益が高い申請者（グループ会社を含む）が考慮される。

10.3.4 上記のランク付け方法に基づき、スキームの下で MSME カテゴリーの適格応募者上位10名、非 MSME カテゴリーの適格応募者上位10名（うち国内企業3社以上）を選定し、承認を得るものとする。

イラスト：非 MSME カテゴリーでは、グローバル企業と国内企業の両方が申請できる。上位10位のうち、国内企業が3社以上含まれている場合は、最終的なリストになる。ただし、上位10位の国内企業が3社未満（国内企業からの応募はまだある）の場合は、残り（上位10位中3社中）の国内企業をランキング順に3社以上に選定する。

10.4 この選択は、5年間で1219.5億ルピーの全体的な経済的制限内にある、それぞれのカテゴリーのすべての申請者の最大適格売上に対する総インセンティブの対象となる。大3.7項などのように、コミットされた総投資額に基づく最大適格売上高に対して支払われるインセンティブの合計が、それぞれのカテゴリーの財務制限を超える場合、選択される申請者の数はそれに応じて削減される。

10.5 各カテゴリーの10人の申請者全員に対する最大適格売上に対して支払われるインセンティブの合計がそれぞれのカテゴリーの財政的制限よりも少ない場合、所管官庁は、5年間で1219.5億ルピーの全体的な財政的制限を条件として、より多くの申請を選択することができる。

10.6 PMAは所轄官庁から承認を受けた後、申請者に同じことを伝える書簡を発行するものとする。書簡は、インターアハ、以前の通信を参照して、次のように述べなければならない。

10.6.1 申請者の名前

I 0.6.2 申請者カテゴリー

10.6.3 適格製品

I 0.6.4 承認の日付

10.6.5 許可の日付

10.6.6 適格性の判断に適用可能な、スキームターゲットセグメントの対象となるインドで製造された商品のコミットされた累積増分投資および純増分販売のしきい値

10.6.7 適格投資のベースライン (2021年3月31日現在)

10.6.8 最初の年のスキームターゲットセグメントの対象となるインドで製造された商品の純売上高のベースライン (2019年4月1日から2020年3月31日までの期間)

10.6.9 スキーム期間全体の適格インセンティブの合計上限

10.6.10 所轄官庁が規定するその他の情報/条件

11. インセンティブの計算

承認された申請者に適用されるインセンティブは、次のように計算されるものとする:

対象製品の純増分売上高 x 該当する年のインセンティブ率

ここで

(i) 対象製品は、承認書に記載されているとおりである

(ii) 販売された商品の返品を含む目的で発行されたクレジットノートの場合、対応する売上が以前の期間の請求処理のためにすでに考慮されている場合、その期間の純売上高はそのクレジットノートに対応する金額だけ減額されるものとする。、販売された商品の返品のクレジットノートは、実際の販売返品が行われる期間の純売上高で調整されるものとする。

(iii) 各申請者に支払われるインセンティブの年次上限は、2021年2月24日に通知されたスキームの第10条に基づいて決定される。

12. インセンティブの支払い

12.1 スキームの下でインセンティブの請求については、申請者は PMA にインセンティブの支払いの請求を提出する必要がある。申請者は、クレームがすべての点で完全であり、スキームで指定されたフォーマットに従って必要なすべての文書が添付されていることを確認する必要がある。

12.2 申請者は、請求が関係する会計年度の終了後、ただし当該会計年度の終了から 9 か月以内に、インセンティブの支払いの請求を提出するものとする。

12.3 PMA は、申請者によって提出された支払い請求を調査する。PMA は、これらのガイドラインに定められた方法と申請者に発行された承認書に基づいて、適格性を検証し、

申請者に支払われるインセンティブを評価するものとする。

12.4 PMA は、法定監査人証明書およびさまざまな省庁に提供された返品を含むがこれらに限定されないインセンティブの請求に関連する文書を検証する権利を有する。また、PMA は、必要に応じて、監査人の証明書、銀行取引明細書などを使用して、販売と投資にそれぞれ対応する最終実現と決済/支払いを調査する権利を有するものとする。

12.5 適格性とインセンティブ額の決定に関して疑問がある場合、またはその義務と責任の遂行に関するその他の事項については、PMA は所轄官庁に説明を求めることができる。所轄官庁の決定は、この点で最終的なものになる。

12.6 PMA は、インセンティブの支払いの請求を処理し、所轄官庁に適切な勧告を行うものとする。

12.7 所轄官庁は、インセンティブの支払いについて、PMA が検討し、推奨した支払いの請求を検討する。

12.8 DoT は、申請者によるすべての支払い前手続きの完了と所轄官庁からの承認後に資金を支払う。第 12.10 項のように調整証明書の提出が保留されている間、支払いはその年に承認された適格な請求額の 85% に制限される。

12.9 インセンティブの支払いは、PFMS を介した直接銀行振込の形で行われる。

12.10 申請者は、スキーム期間中の各会計年度の 3 月 31 日に、次の会計年度の 12 月 31 日まで売却された商品の返品を含むあらゆる目的で発行されたクレジットノートに起因する調整について、適格な製造品の増分投資および純増分販売の調整ステートメントを提出する必要がある。上記の和解声明は、指定された形式に従って、前述のように 12 月 31 日から 15 日以内に提出する必要がある。

12.11 PMA は、調整文書/証明書を検証し、残高適格請求の支払いを DoT に推奨するものとする。

12.12 所轄官庁の承認に基づいて、DoT は、申請者に対してその年の残高の適格な請求の支払いを行う。

12.13 超過請求が支払われた場合、申請者は、毎年複利計算され、支払日における 3 年間の SBI MCLR で計算された利息とともに返金可能なインセンティブ額を DoT に払い戻すものとする（超過支払から申請者による返金日までの期間）。

12.14 PMA または所轄官庁は、スキームに基づく適格性および/またはインセンティブの支払いが本質的な事実に関する不実表示または虚偽の情報の提供によって得られたと納得した場合、所轄官庁は、計算された利息とともにインセンティブを払い戻すよう申請者に求めることができる。第 15.6 項に規定された条件に従い、申請者に聴聞の機会を与えた後、3 年後に支払い日に優勢な SBI MCLR は、毎年（申請者による支払いから返金の

日までの期間) 複利計算される。

12.15 DoT は、スキームに基づくインセンティブの支払いのための予算規定を作成するものとする。PMA は、予算要件を年間ベースの連結金額として DoT に提出する。

12.16 PMA は、四半期ごとに、インセンティブに対して受け取った支払い請求の詳細、推奨/支払い額、拒否の理由/インセンティブの推奨の遅延を含む情報を DoT に提供するものとする。

13. レビューと監視

13.1 EGoS とは別に、DoT によって構成される運営委員会によって定期的なレビューが行われ、スキームに基づく投資、雇用創出、生産、および付加価値に関する適格企業の進捗状況が監視される。

13.2 承認されたすべての申請者は、各四半期の終わりから 30 日以内に、スキームで提供される形式で、指定された形式で自己認証の四半期レビューレポート (QRR) を提出する必要がある。特定の会計年度のインセンティブ請求は、その期間のすべての QRR が所定の期限内に申請者によって提出された場合にのみ考慮されるものとする。

14. **技術委員会 (TC):** 上記の第 2.26 項で定義されているように技術委員会上は、PMA / DoT / EGoS の機能を実行するための技術支援を提供する。TC は、PMA / DoT によって参照された技術的な問題についてもコメントする。

15. 残余

15.1 スキームに基づくより高いインセンティブを主張するために、グループ会社からの売上の転用またはインドの既存のユニットの閉鎖によって、申請者がインセンティブを主張してはならない。

15.2 インセンティブは、複数の申請者が特定の製造品目に対して請求してはならない。各請求時に指定された形式に従って、この効果について申請者から適切な宣言を取得するものとする。

15.3 申請者は、企業登録局 (RoC) との更新後、その年間を通じて株式保有パターンに変更があった場合、年次インセンティブ請求とともに最新の株式保有パターンを PMA に提出するものとする。

15.4 スキームの存続期間中に、第 2.25 項で定義されているように利害関係の後継者につながる、または会社の性質の変化 (国内からグローバル、またはその逆) の影響を与える申請者の株式保有パターンの変更の場合、インセンティブの支払いを検討する管轄当局の承認を得るために PMA から通知されるものとする。

15.5 株式譲受人または会社の性質の変化の影響がある場合、スキームに基づいて承認が与えられた申請者によって行われたすべての増分投資は、適切と見なされる可能性がある

り、所轄官庁によって規定されたその他の条件の承認および遵守を条件として、適格性を決定するために考慮される。株式譲受人に適用されるベースラインは、スキームに基づいて承認が与えられた申請者に対して決定されたものと同じになる。

15.6 政府が業界に支払いを行う金融問題の不正行為を未然に防ぐために、透明性と公平性を促進するための汚職行為に対する抑止力を提供することが決定された。したがって、プロセスに伴う敏感さを考慮し、調達に関する完全性協定の採択に関する中央警戒委員会の指示からヒントを得て、スキームの下で申請者から事業を取得することが決定された。

15.7 最初の約束は、インセンティブの承認または支払いのために申請または請求が検討されているすべての申請者によって提供されるものとする。事業を提出しない申請者の申請または請求は、処理および考慮されないものとする。完全性の遵守を確認するための2番目の約束は、インセンティブの支払いの請求の提出後、およびいずれの場合も資金の解放前に、申請者によって提供される。インセンティブのリリースは、上記の事業が提供されるまで保留されるものとする。

15.8 これらの事業は、指定された形式で申請者によって提供され、会長（CEO）／代表取締役社長（MD）／取締役（Director）によって正式に署名され、指定とその許可が示される。

15.9 PMA に割り当てられているすべての機能は、DoT でも実行できる。

15.10 さまざまな活動の日付とタイムラインは、DoT によって別々に指定される。

(Rajesh Kumar Pathak)
Deputy Director General (International Cooperation)
Phone:23717542

Email: ddgic-dot@gov.in

New Delhi, Dated: 3rd June, 2021

ラジェッシュ・クマール・パタク
副局長（国際協力）
電話番号：23717542
Eメール：ddgic-dot@gov.in
ニューデリー、日付：2021年6月3日

コピー先

- 1.すべての関係省庁/インド政府の部門
- 2.すべての州/連邦直轄領
- 3.内閣官房

4. PMO
5. NITI Aayog (ニティ アヨグ)
6. インドの会計監査院および監査院長
7. メンバー (F)、DCC、電気通信局
8. 業界団体
9. プロジェクト管理機関 (PMA)。
10. 内部循環

(Rajesh Kumar Pathak)
Deputy Director General (International Cooperation)
Phone:23717542

Email: ddgic-dot@gov.in

ラジェッシュ・クマール・パタク
副局長 (国際協力)
電話番号 : 23717542
E メール : ddgic-dot@gov.in

付録 1 (Annexure 1)

特定のテレコムおよびネットワーク製品

S. No	商品の説明
1	コア伝送装置
	高密度波長分割多重 (DWDM)、光トランスポートネットワーク (OTN)、マルチサービスプロビジョニングプラットフォーム (MSPP)、同期デジタル階層 (SDH)、パケットトランスポートネットワーク (PTN) /マルチプロトコルラベルスイッチング (MPLS)、ギガビットパッシブ光ネットワーク (GPON) /次世代パッシブ光ネットワーク (NG-PON) 光回線端末 (OLT)、デジタルマイクロ波無線
2	次世代無線アクセスネットワークおよびワイヤレス装置
	4G /ロングタームエボリューション (LTE) 無線アクセスネットワーク (RAN) 基地局およびコア機器; 5G RAN 基地局およびコア機器; エッジおよびエンタープライズ機器; アクセスおよびバックホールにおける無線通信機器
3	アクセスおよび顧客宅内機器 (CPE)、IoT アクセスデバイスおよびその他の無線機器
	ユニファイドコミュニケーションプラットフォーム、IP マルチメディアサブシステム、ソフトスイッチ、GPON 光ネットワーク端末 (ONT)、ワイヤレスフィデリティ (Wi-Fi) アクセスポイントおよびコントローラー、LTE CPE、5G CPE、短距離デバイス、および関連する電子機器 m 4G / 5G などの新技術/ファイバートゥザホーム (FTTH) など
4	エンタープライズ機器 : スイッチ、ルーター
	スイッチ、ルーター、インターネットプロトコル (IP)、パケット交換およびルーティング装置
5	その他の製品-EGoS によって決定されたとおり

付録 2 (Annexure 2)

テレコムおよびネットワーキング製品の適格性しきい値基準

年	増分販売について提案されたインセンティブ率	累積投資（土地と建物を除く）	基準年で製造品の最小適格増分純売上高#	基準年で製造品の最大適格増分純売上高#
	(A)	(B)	(C)	(D)
MSMEs-投資 Rs の最小しきい値 1 億ルピー				
1	7%	X の 20%以上	3*(X の 20%)	20*(X の 20%)
2	7%	X の 40%以上	3*(X の 40%)	20*(X の 40%)
3	6%	X の 70%以上	3*(X の 70%)	20*(X の 70%)
4	5%	X 以上	3*X	20*X
5	4%		3*X	20*X
MSMEs の他-投資の最小しきい値 10 億ルピー				
1	6%	X の 20%以上	3*(X の 20%)	20*(X の 20%)
2	6%	X の 40%以上	3*(X の 40%)	20*(X の 40%)
3	5%	X の 70%以上	3*(X の 70%)	20*(X の 70%)
4	5%	X 以上	3*X	20*X
5	4%		3*X	20*X
<p>ここで、X =会社/エンティティによる 2021 年から 22 年までの 4 年間一定期間のコミット済み総投資 (MSME の場合は最低 1 億ルピー、その他の場合は 10 億ルピー)</p>				
MSMEs =インド政府によって定義されたマイクロ、中小企業				
# 第 2.20 項で定義されているとおり				

テレコムとネットワーク製品の PLI スキームガイド